

多摩区役所広告審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は多摩区役所が所管する市有財産または広報印刷物等に民間事業者等の広告を掲載するにあたり、川崎市広告掲載要綱（平17年11月21日付17川財財第298号）第6条に基づき、広告内容等を審査するため、多摩区役所広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は川崎市広告掲載要綱（平17年11月21日付17川財財第298号）第3条に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、物品その他の市有財産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広報印刷物等 広報を目的として、区が発行する刊行本、パンフレット、リーフレット、ちらし、地図、ポスター及び広報紙・広報誌その他これらに類する印刷物及び一般の印刷物をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を審査する。

- (1) 広告媒体に関すること
- (2) 広告の規格及び内容に関すること
- (3) その他広告に関して必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は区長をもって充てる。
- 3 副委員長は副区長をもって充てる。
- 4 委員は次の別表の職にある者をもって充てる。

(委員会等)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、議長及び出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区長

副区長

まちづくり推進部担当部長

区民サービス部長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長

道路公園センター所長

まちづくり推進部総務課長

まちづくり推進部企画課長